

一般財団法人 青少年国際交流推進センターの組織等に関する規則

平成30年4月1日
理事長 決定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人 青少年国際交流推進センター定款第44条第5項の規定に基づき、本センター（以下「センター」という。）の業務を能率的に遂行するため、事務局の組織並びに委員及び会員について定めることを目的とする。

第2章 事務局

(部の設置)

第2条 センターの事務局に、総務部、事業部及び事後活動推進部を置く。

2 各部の所掌は、別表のとおりとする。

(職制)

第3条 事務局に、事務局長、事務局次長、部長のほか、所要の職員を置く。

2 事務局長は、事務局を統括する。

3 事務局次長は、事務局長を補佐する。

4 部長は、各部の業務を掌理する。

(職員の任免及び職務の指定)

第4条 職員の任免及び職務の指定は、理事長が行う。

第3章 委員

(推進委員)

第5条 理事長は、センターの業務の円滑な実施に資するため、センターの業務に理解と熱意を有し、かつ、信望がある者を推進委員に委嘱することができる。

2 推進委員は、センターとの密接な連携の下に、青少年国際交流の推進に努めるほか、センターから委託された事務を処理する。

3 推進委員は、理事長に対して、青少年国際交流の推進に関する意見を述べることができる。

4 推進委員の現在数は75人を超えないものとする。

5 推進委員のうち28人以内を幹事推進委員とし、第12条第2項に規定する個人会員の中から、理事長が指名するものとする。

6 推進委員のうち47人を都道府県推進委員とし、第12条第2項に規定する都道府県団体会員の構成員の中から、理事長が指名するものとする。

(推進委員の会議)

第6条 センターは、センターと推進委員との間及び推進委員相互間の連携を強化するため、推進委員全員の会議及び幹事推進委員の会議を、それぞれ、毎年1回以上、開催するものとする。

2 前項の会議は、理事長が招集する。

(任期)

第7条 推進委員の委嘱期間は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(規律)

第8条 推進委員は、その地位を政党若しくは政治的目的のために、又は私的利益のために利用してはならない。

(解嘱)

第9条 理事長は、推進委員が次の各号の一に該当すると認める場合には、推進委員の委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため、業務の遂行に支障があり、又は業務に堪えない場合

(2) 業務を怠り、又は業務の遂行に適切を欠く場合

(3) 前条の規定に違反し、又は推進委員たるにふさわしくない非行があった場合

(費用)

第10条 推進委員は、その業務に関し報酬を受けない。

2 センターは、予算の範囲内で、推進委員がセンターから委託された業務を行うために要する通信費、文具費、交通費、出張旅費等の経費を支給することができる。

(運営委員)

第11条 理事長は、部の業務を円滑に推進するために必要があると認めるときは、センターの業務に積極的に協力する意思を有する者を運営委員に委嘱することができる。

2 運営委員は、部の業務のうち理事長が指定する特定の業務について、部長の指導の下に、企画に参画し、運営に当たる。

3 運営委員の数は、それぞれの特定業務について20人以内とする。

4 第7条から第10条までの規定は、運営委員について準用する。

第4章 会員

(会員)

第12条 センターは、センターの設立目的に賛同し、青少年の国際交流活動に理解と熱意を有し、かつ、センターの業務に積極的に協力する意思を有する団体又は個人を会員とすることができる。

2 会員は、都道府県団体会員、一般団体会員及び個人会員の3種類とする。

3 都道府県団体会員は、各都道府県の行政区域を主たる活動区域とする団体のうち、センターが当該都道府県の区域において行う業務に関し常時密接な協力関係を維持すべき団体として、理事長が指定したものをいう。

4 一般団体会員は、都道府県団体会員以外の団体会員をいう。

(入会手続)

第13条 会員になろうとする団体又は個人は、理事長の承認を受けなければならない。

(承認の取消)

第14条 理事長は、会員が会員としてふさわしくないと認めるときは、前条の承認を取り消すことができる。

(会費)

第15条 会員は会費を納めるものとし、その額は、理事長が定める。

第5章 補則

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、理事会の議決の日（平成25年4月15日）から施行し、平成25年4月1日に遡って適用する。

第2条は平成29年6月15日付で改正する。

第13条は平成30年4月1日付で改正する。

第2条第2項 別表 (各部の所掌事務)

部	所 掌 事 務
総務部	(1)センター印及び代表者印を保管すること。 (2)職員の人事、給与等に関すること。 (3)事務局の組織、委員の委嘱、会員の承認等に関すること。 (4)文書の発受、保管等に関すること。 (5)経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。 (6)財産及び物品を管理すること。 (7)前各号に掲げるもののほか、他の部の所掌に属しないものに関すること。
事業部	(1)青少年国際交流事業の企画に関すること。 (2)青少年国際交流事業の実施に関すること。 (3)国及び地方公共団体が行う青少年国際交流事業への協力に関すること。 (4)国及び地方公共団体が行う青少年国際交流事業の受託に関すること。 (5)青少年国際交流に関する研修に関すること。 (6)機関誌その他青少年国際交流に関する出版物の刊行に関すること。
事後活動推進部	(1)青少年国際交流事業の事後活動の推進、支援に関すること。 (2)青少年国際交流に関する啓発に関すること。 (3)青少年国際交流に関するコンサルティングに関すること。 (4)青少年国際交流に関する情報の収集・提供に関すること。 (5)青少年国際交流に関する調査研究に関すること。